

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年5月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 CoCoLo長岡

所在地 長岡市城内町一丁目611番1

設置者 東日本旅客鉄道株式会社 他1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) JR東日本新潟シティクリエイト株式会社 代表取締役 古川岳史

(変更後) JR東日本新潟シティクリエイト株式会社 代表取締役 小林宏行

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社タカキュー 代表取締役 大森尚昭 東京都板橋区板橋3-9-7板橋センタービルディング4F 他28者

(変更後) 株式会社くまざわ書店 代表取締役 熊沢真 東京都八王子市八日町1番11号 他15者

3 変更年月日

(1) 令和3年6月24日

(2) 令和5年4月26日 他

4 変更の理由

(1) 設置者の代表者変更のため

(2) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更、小売業者の出店及び退店のため

5 届出年月日

令和5年5月19日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和5年5月30日から令和5年9月29日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp